

法 令 等 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第30条第3項
処 分 の 概 要	浴場業営業、興行場営業、旅館業又は住宅宿泊事業の営業停止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課行政第三係（電話06-6943-1234 内線31741）
備 考	